


農業機械の車両保険です 

# 農機具 損害共済

お支払いの対象となる事故	墜落・転覆 	火災 	衝突・接触 
	破裂・爆発 	自然災害(風水害・土砂崩れ等) 	鳥獣害 
盗難による盗取・き損 	異物の巻き込み 	第三者行為による不可抗力のき損 	事故の内容や損害箇所によっては共済金をお支払いできない場合や損害額が削減される場合があります

**!** 事故が発生したらお近くの**NOSAI**にご連絡ください  
事故発生連絡が遅れ、事故状況が確認できない場合は共済金のお支払いができません。

## 加入できる農機具

普通物件	主な機種	耐用年数
乗用トラクター	乗用トラクター	7年
耕うん整地用機具	歩行用トラクター（動力耕うん機を含む。）	
栽培管理用機具	田植機・育苗機・簡易揚水機具・スピードスプレーヤー	
収穫調製用機具	野菜洗浄機・洗浄機・粒選機・もみすり機・乾燥機・選果機・米選機 等	

特殊物件	主な機種	耐用年数
耕うん整地用機具	プラウ・ロータリー・ハロー・砕土機・代掻き機・均平機・畝立機・溝切機 等	7年
栽培管理用機具	マニユアスプレッダ・ライムソー・施肥播種機・乗用管理機・あぜ塗機 等	
収穫調製用機具	自脱型コンバイン・カッター・稲わら収集機・収穫機・普通コンバイン 等	
畜産用機具	フォーレージハーベスター・ヘーモア・ヘーコンディショナー・ヘーテッダー ヘーレーキ・ホイルローダー・ショベルローダー・飼料粉碎機・飼料成形機 等	

※製造から14年を経過する（15年目を迎える）農機具は加入できません。

※加入できる農機具の機種は定められています。軽トラック・フォークリフトなど加入できないものがあります。詳しくはNOSAIへお尋ねください。

## 契約期間

加入申込書に記載された共済責任期間開始日の午後4時から1年間となります。

加入申込書に記載された共済責任期間を過ぎて共済掛金を振込みしていただいた場合は、振込日の午後4時から1年間となります。

## 共済金額

新調達価額（新品購入価額）の範囲内で農機具1台につき **10万円から2,000万円まで** 加入できます。

※中古農機具を購入された場合は、購入価額または時価額のいずれか低い額まで加入できます。

## 共済掛金（年額）

普通物件	共済金額1万円あたり 60円
特殊物件	共済金額1万円あたり 130円

共済金額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円
普通物件	6,000円	12,000円	18,000円	24,000円	30,000円	60,000円	90,000円	120,000円
特殊物件	13,000円	26,000円	39,000円	52,000円	65,000円	130,000円	195,000円	260,000円

## + 付保割合条件付実損てん補特約

新調達価額まで加入できない場合でも、共済金額を限度に全額補償できる特約です。

◎中古農機具は、付保割合条件付実損てん補特約への加入が必要となります。

共済金額1万円あたりの共済掛金(年額)

約定割合 = 共済金額 / 新調達価額

約定割合	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
普通物件	140.00円	115.69円	99.34円	86.96円	78.12円	70.61円	64.86円	60.00円
特殊物件	336.70円	273.89円	231.64円	199.66円	176.82円	157.41円	142.56円	130.00円

## + 地震等担保特約

地震・噴火・津波によって農機具に生じた損害の50%を補償できる地震等担保特約を付帯することができます。ただし、損害の額が新調達価額の5%に満たない場合は共済金は支払われません。

## ② 共済金のお支払い

事故発生後、1年以内に復旧していただく必要があります。

復旧を行わなかった場合は、時価基準の損害額で共済金を算定します。(表1参照)

### ●新調達価額500万円のトラクターで作業中、衝突事故を起こし損害額が50万円となった場合

$$\text{共済金} = (\text{損害額} - \text{免責額}) \times \frac{\text{加入金額}}{\text{新調達価額}}$$

※①                      ※②

#### 加入金額が500万円の場合

$$(50\text{万円} - 50\text{万円} \times 20\%) \times \frac{500\text{万円}}{500\text{万円}} = \text{共済金} = 40\text{万円}$$

※③



満額加入でよかった!

#### 加入金額が200万円の場合

$$(50\text{万円} - 50\text{万円} \times 20\%) \times \frac{200\text{万円}}{500\text{万円}} = \text{共済金} = 16\text{万円}$$

※③



満額加入しておけば...

### ●付保割合条件付実損てん補特約を付帯した場合

$$\text{共済金} = (\text{損害額} - \text{免責額}) \times \frac{\text{加入金額}}{\text{新調達価額} \times \text{約定割合}}$$

※①                      ※②

#### 加入金額が200万円で約定割合40%を選択した場合

$$(50\text{万円} - 50\text{万円} \times 20\%) \times \frac{200\text{万円}}{500\text{万円} \times 40\%} = \text{共済金} = 40\text{万円}$$

※③

#### 注意

※① 損害額は、損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用の最低額となります。

※② 免責額は事故発生通知が遅れた場合や事故形態等により異なります。(表2参照)

※③ 稼働中の事故: 20%免責

(表1) 時価基準の損害額 = (損害額 × 経年減価残存率)

経過年数	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
経年減価残存率	100%	87.14%	74.29%	61.43%	48.57%	35.71%	22.86%	10.00%

## ① 免責基準

以下の表に基づき免責基準を適用します。ただし、地震等を除く自然災害による事故はこの限りではありません。

(表2) 免責額(削減額) = 損害額 × 免責割合

項目区分		免責対象項目及び事項		免責割合(%)		
①	事故発生 通知遅延	事故発生通知時において既に損害箇所が復旧されていること及び 事故発生通知が遅れたことにより損害評価(損害箇所の確認)が不可能となった場合		100%		
		事故発生後1ヶ月以上3ヶ月未満通知が遅延した場合		20%		
		事故発生後3ヶ月以上6ヶ月未満通知が遅延した場合		40%		
		事故発生後6ヶ月以上1年未満通知が遅延した場合		60%		
		事故発生後1年以上通知が遅延した場合		100%		
②	事故回数	同一責任期間内で同一機種による2回目の事故		30%		
		同一責任期間内で同一機種による3回目の事故		60%		
		同一責任期間内で同一機種による4回目以降の事故		100%		
③	事故形態 による免責	本体から取り外していた部品等又は本体の一部が本体に接触(異物の巻き込みは除く。)して受けた事故		100%		
		定期点検又は点検で判明した事故		100%		
		足回りに生じた事故(クローラ含む)		70%		
		ユニバーサルジョイント類に生じた事故		70%		
		破損箇所を放置したことによる波及損害		100%		
		飛び降り、飛び乗り運転及び無人での走行 積み込み及び積み下ろしの時に、積み込みトラック等のブレーキの不完全 駐車中におけるブレーキの不完全 第三者との事故において加入者の過失割合が50%を超えた事故 格納場所への格納不履行によって生じた事故 火気への近接 エンジン稼働中又は停止直後の帯熱中における燃料補給		50%		
		第三者の行為によるき損		20%		
		上記以外の原因による事故		20%		
④	盗難による 盗取	1	経年減価率による免責 盗難による盗取については、経年減価率を免責割合とします。 ただし、経年減価率が50%を上回った場合は50%とします。 経年減価率 = 100 - 経年減価残存率			
		2	保管状態による免責	区分	保管状態	免責割合
				1	格納庫	0%
				2	一部外壁のない施設	10%
		3	敷地内	20%		
		4	圃場・敷地外	50%		

(注1) ①・②については③の割合に加算します。

(注2) 盗難による盗取について、ビニール、シート等で被覆されたハウスは区分2を適用します。

盗難による盗取について、項目区分①、②、④を適用します。

盗難による盗取について、④の1、2を加算して適用します。

## ② お支払いできない事故

### ● 故意もしくは重大な過失、法令違反

例：公道上での無免許運転による事故。

### ● 農作業以外の使用目的による事故

例：トラクターによる除雪作業中の事故等。

### ● 地震・噴火・津波による事故

地震等担保特約付加の場合を除きます。

### ● 凍結により生じた損害

例：ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損。

### ● 農機具の価額の5%または1万円のいずれか低い額に満たない損害

### ● 消耗部品のみが発生した損害

タイヤ、チューブ、ベルト類、爪、刃類(こぎ歯、刈刃(コンバイン一式含む)、受歯)等のみが生じた事故。  
損害評価員による農機具事故審査において消耗品と判断されたものを含みます。

### ● 故障・摩耗・腐食、その他の自然消耗による損害

故障：偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的損害等。  
自然消耗：長期間使用による部品の劣化による事故等。

### ● 損害の確認ができない場合

修理済みで損害が確認できない事故。

※上記は抜粋となります。お支払いできない事故の詳細についてはNOSAIへお問い合わせください。

## 岐阜県農業共済組合

本所 岐阜市次木348-1 TEL (058)270-0081	岐阜支所(岐阜県農業共済会館内) 岐阜市次木348-1 TEL (058)201-0157	西濃支所 安八郡安八町南今ヶ淵607-1 TEL (0584)64-6667	中濃支所 関市栄町3-7-21 TEL (0575)22-1008	東濃支所 恵那市大井町1008-1 TEL (0573)25-8805	飛騨支所 高山市下岡本町2115 TEL (0577)35-0310
---------------------------------------	---	--	---	---	--